

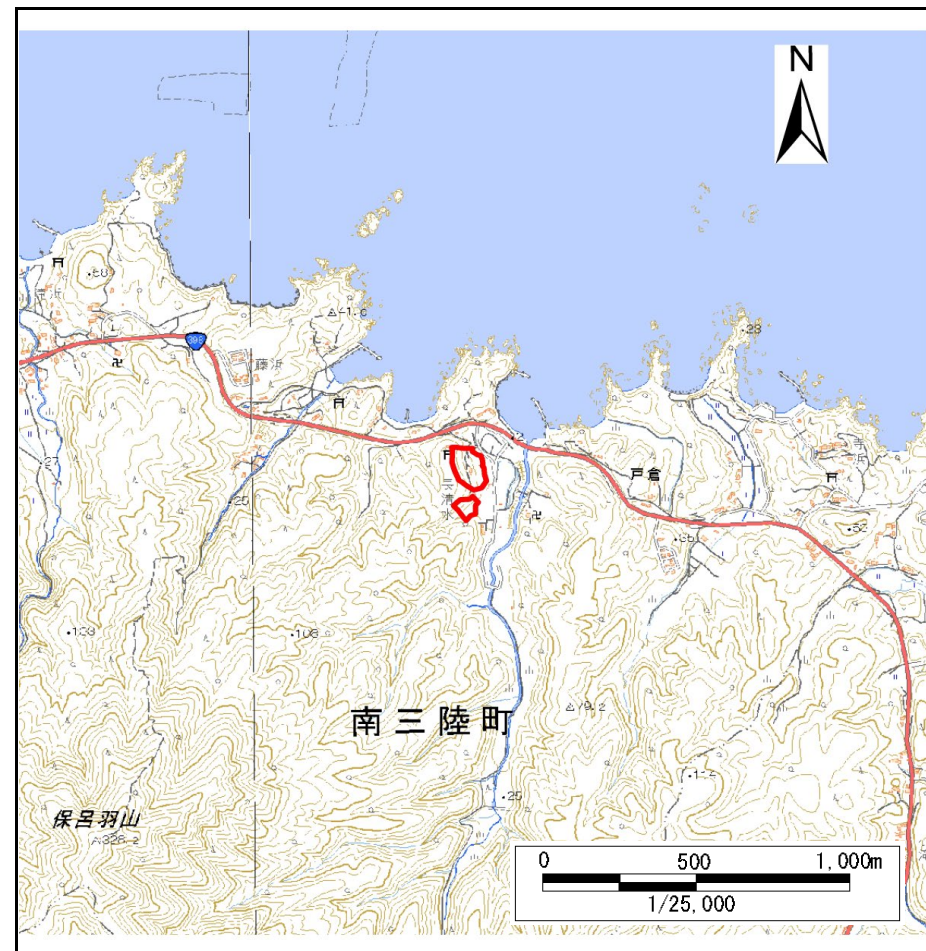
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第66号
告示年月日	令和6年2月9日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-2361(1321002361)
箇所名	長清水の2
所在地	南三陸町戸倉字長清水
調査機関	宮城県気仙沼土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

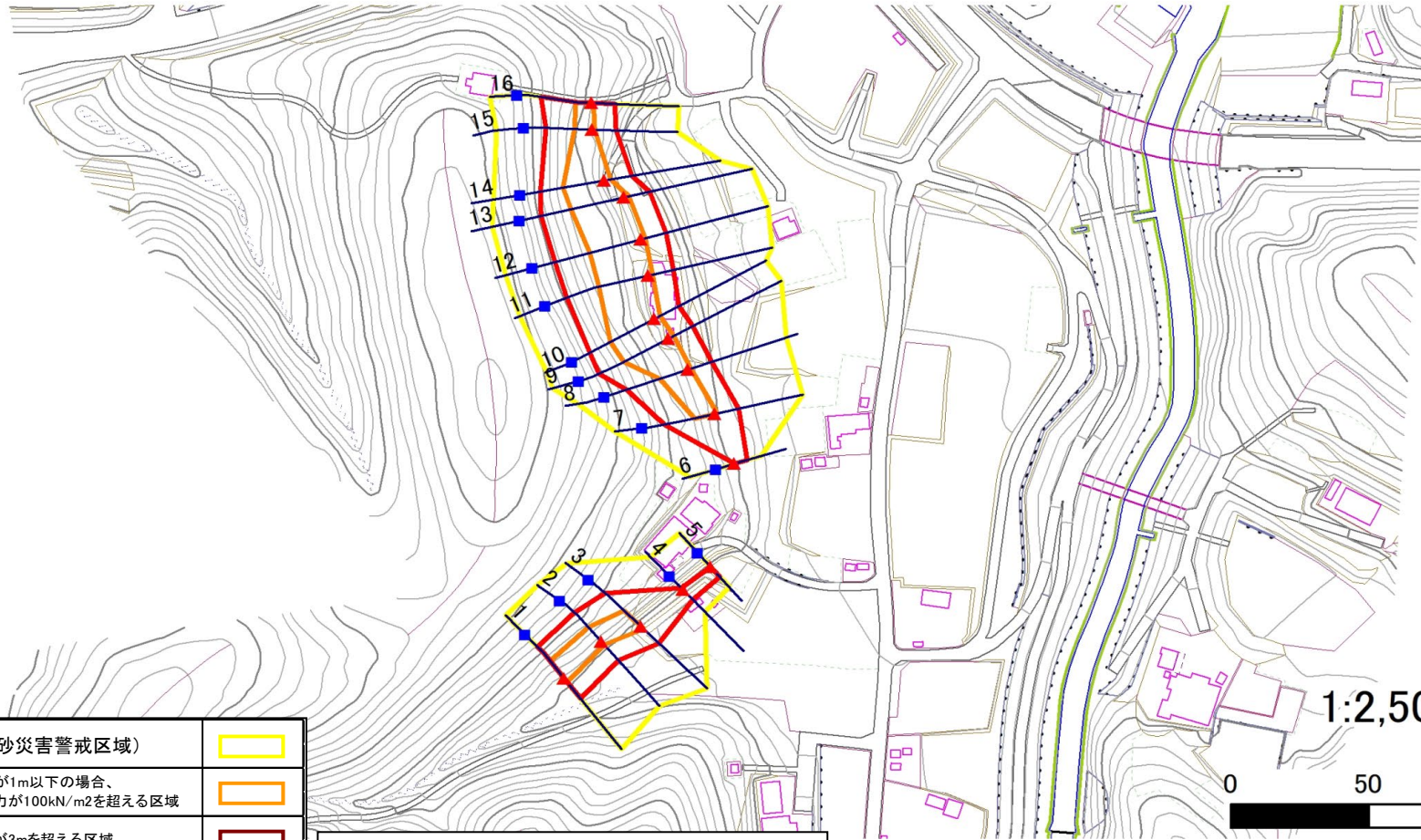
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第66号
告示年月日	令和6年2月9日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	令和3年度
------	-------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-2361(1321002361)	箇所名	長清水の2	所在地	南三陸町戸倉字長清水
---------	------	-----------------------	-----	-------	-----	------------



危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m2を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第66号
告示年月日	令和6年2月9日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-2361(1321002361)				箇所名	長清水の2				所在地	南三陸町戸倉字長清水					
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域				それ以外の区域					土石等の堆積の高さが3mを超える区域				それ以外の区域			
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	127.27	1.00	100.00	1.00	-	-	11.84	2.34	~								
2 ~ 3	123.30	1.00	100.00	1.00	-	-	11.62	2.30	~								
3 ~ 4	-	-	100.00	1.00	-	-	11.00	2.18	~								
4 ~ 5	-	-	65.76	1.00	-	-	9.01	1.78	~								
6 ~ 7	-	-	100.00	1.00	-	-	10.74	2.13	~								
7 ~ 8	117.13	1.00	100.00	1.00	-	-	10.74	2.13	~								
8 ~ 9	131.52	1.00	100.00	1.00	-	-	12.63	2.50	~								
9 ~ 10	136.56	1.00	100.00	1.00	-	-	13.00	2.57	~								
10 ~ 11	136.56	1.00	100.00	1.00	-	-	13.00	2.57	~								
11 ~ 12	124.93	1.00	100.00	1.00	-	-	12.26	2.43	~								
12 ~ 13	129.21	1.00	100.00	1.00	-	-	12.44	2.46	~								
13 ~ 14	134.19	1.00	100.00	1.00	-	-	13.07	2.59	~								
14 ~ 15	134.19	1.00	100.00	1.00	-	-	13.07	2.59	~								
15 ~ 16	114.53	1.00	100.00	1.00	-	-	10.85	2.15	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								